

1 はじめに

(1) 検討会設置目的

近年の情報処理技術の向上・普及により、医療現場においても部分的に情報化が進んできている。従来の診療録（カルテ）も IT 化により紙媒体から電子媒体（電子カルテ）への移行がいくつかの医療機関で施行され始めている。特に前段階といわれるオーダリングシステムはすでに一般化しており、診療報酬請求事務に大きな役割を果たしている。

現段階の電子カルテに対するコンセプトは様々であるが、主な構成としてオーダリング、カルテ記載、その他の情報を全てデジタル化して保存・見読する情報システムを電子カルテと呼んでいる。その基準は平成 11 年 4 月 22 日に旧厚生省から出された「診療録等の電子媒体による保存について」という通知に基づいて作られ、真正性、保存性、見読性の条件を満たすことが要求されている。

一方、保険診療は「保険医療機関及び保険医療養担当規則（厚生省令）」に則って行われ、診療報酬点数により診療報酬が請求される。電子カルテ自体は現在 1.1% の普及率であるが、オーダリングシステムを含めたレセプト電算処理システムの普及率は 30% を越え保険診療上も電子媒体を利用した医療情報化に対応していかなばならない。さらに「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」の推進でも、平成 18 年度までに電子カルテを 400 床以上の病院の 6 割以上に、またレセプト電算処理システムを病院レセプトの 7 割以上に普及させることを達成目標としている。

この検討会は、将来電子カルテが多くの保険医療機関に導入された際に保険診療上の指導（監査）が適切に行うことができるよう、以下の事項について検討することを目的とする。

- ① 電子カルテの現状（普及状況）を把握
- ② 電子カルテと診療報酬請求明細書（レセプト）との連動を含めたシステムの現状についての把握
- ③ 電子カルテに対応した指導（監査）のあり方

(2) 委員の構成

委員 5 名、特別委員 3 名により構成される。

(3) 検討会開催

平成 13 年 10 月から平成 14 年 4 月の期間に 3 回の検討会を開催した。

- ・ 第1回検討会 平成13年10月 9日(火) 15時～17時
厚生労働省専用23会議室(18F)
視察機関の選定
- ・ 第2回検討会 平成14年 2月26日(火) 16時～17時30分
厚生労働省社会保険審査会審理室(18F)
視察結果報告
- ・ 第3回検討会 平成14年 4月24日(火) 14時～15時30分
厚生労働省社会保険審査会審理室(18F)
報告書策定

(4) 医療機関視察状況

平成13年10月から平成14年2月の期間に、電子カルテあるいはオーダリングシステムを導入している6施設の医療機関を視察した。

視察機関

- 1) A医科大学
- 2) B総合病院
- 3) C医療センター
- 4) D中央病院
- 5) E医科大学
- 6) F総合病院

(5) 報告書目的

今回の報告書の目的は、視察結果により電子カルテを使用した指導(監査)の問題点を予想し、その体制を整えることにある。特に真正性、保存性、見読性の徹底度を把握し、電子カルテ自体を使用した指導(監査)が可能かどうか、さらに指導(監査)に必要な具体的事項を明確にすることにある。今後はこの点を踏まえ、電子カルテを用いた指導(監査)の指針を作成し、全国の社会保険事務局の指導医療官へ教習することへと展開させる。